

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

(1) 地球温暖化問題に対する取組

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所管業種において自主行動計画を策定し、その業種の特성에応じたCO2対策を講ずる。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 各団体担当者及び有識者からなる会議を定期的を開催し、各団体が作成した低炭素社会実行計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成28年3月23日に開催した第9回会議における、日本生活協同組合連合会、日本製薬団体連合会、日本医師会、日本病院会、全日本病院協会、日本精神科病院協会及び日本医療法人協会へのヒアリングに基づき、計画の実施状況について評価を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 【生協】 目標は、2020年のCO2排出量を基準年度（2005年度）比で15%削減することであるが、2014年度実績は基準年度比で13.1%の削減となった。 エコストアの推進は非常によいが、エコストア店舗間でも排出原単位にばらつきがあることから、エコストア化による効果を検証・評価することが望ましい。</p> <p>○ 【製薬】 目標は、2020年度のCO2排出量を基準年度（2005年度）比で23%削減することであるが、2014年度実績は基準年度比で24%削減となった。 ソフト対策は非常に効果的なことから、CO2削減ポテンシャルのある企業においては、ソフト対策によるCO2削減に注力することも必要である。</p> <p>○ 【病院】 目標は、2030年度までに、エネルギー起源のCO2排出原単位（病院延べ床面積当たりのCO2排出量（kg-CO2/m²））を基準年度（2006年度）比で25.0%削減することであるが、2014年度実績は基準年度比で21.3%削減となった。 事業所数によるCO2排出量のカバー率だけでなく、事業規模によるCO2排出量のカバー率も指標として示すのが望ましい。</p>
<p>4 今後の方向性（見直しの方向性）</p>	<p>○ それぞれの業種ごとに定めた低炭素社会実行計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。</p>

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道事業における省エネルギー・再生可能エネルギー対策導入の推進のより、CO2 排出量を削減する 目標値 ⇒2013年度比で2020年度 CO2排出量28.4 (万t-CO2) 削減 2013年度比で 2030 年度 CO2 排出量 33.6(万 t-CO2) 削減</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律 49 号）の適切な運用。 ○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進。 ○ 地球温暖化対策計画の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。 2013 年度比で 2014 年度 3.1 (万 t-CO2) 削減、2030 年度目標達成に向けた進捗率 9.2%</p> <p>○ 実績値 2013 年度比削減量（2030 年度に向けた進捗率）（2014 年度末） 3.1 万 t-CO2（9.2%）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 2030 年度の目標達成に向けて順調に削減できている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 水道施設への小水力発電設備等の再エネ設備や、ポンプへのインバータ等の省エネ設備の導入への財政支援や省エネルギー・再生可能エネルギー対策に係る情報の提供を行い、引き続きエネルギー対策を推進する。</p>

③ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

<p>1 目標</p>	<p>○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 所定外労働の削減 ○ 「ノー残業デー」の導入・拡充</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)について、労使の自主的な取組による所定外労働の削減を促すため、労使の関係団体等に対する周知・啓発を行った。</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主に対する支援や助言・指導等を実施した。</p> <p>○ 平成27年度の所定外労働時間数は年間154時間で前年度同であった。(総実労働時間は前年度と比べ5時間減少した)。</p> <p>○実績値 (平成27年度); 154時間(総実労働時間数 1,787時間) (平成26年度); 154時間(総実労働時間数 1,792時間) (平成25年度); 151時間(総実労働時間数 1,794時間)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成16年度以降、総実労働時間は減少傾向にあるものの、所定外労働時間は150時間前後で推移しており、引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を図るとともに、業種、企業の特性に応じたきめ細かな支援の実施や、年次有給休暇の取得率が低い業種や恒常的な長時間労働の実態がみられる業種等への支援の重点化を図るなど、企業内での「働き方・休み方」の見直しを推進する。</p>

(2) 生物多様性の保全のための取組

① 医薬品等分野における生物多様性の確保の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品等分野において生物多様性の確保を図る。 ・ 指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の適正な運用)</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医薬品等について、平成27年度内に新たに行われた第一種使用等に係る承認の件数は2件、第二種使用等に係る確認件数は22件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用等に係る承認の件数6件、第二種使用等に係る確認の件数は253件となった。</p> <p>○ 平成27年度末の製造業者等からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は146件であった。 (注) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用等に係る承認申請中又は第二種使用等に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用等に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。</p> <p>○ 現状</p> <p>第一種使用等に係る承認件数； 2件(平成27年度) ； 3件(平成26年度) ； 0件(平成25年度)</p> <p>第二種使用等に係る確認件数； 22件(平成27年度) ； 26件(平成26年度) ； 26件(平成25年度)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 医薬品等の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>

(3) 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組

① 生活衛生関係業者による環境配慮の取組みの推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 旅館・飲食・食肉関係業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 ・指標：旅館・飲食・食肉関係業者による食品環境資源の再生利用等による実施率の割合(%) ・目標値：平成31年度に50.0%(対象：全事業所)</p> <p>○ 生活衛生関係業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の適正な運用)</p> <p>○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 全国生活衛生営業指導センターにより平成15年度に策定された「生活衛生関係業者における再生利用事業実施のための指針(食品リサイクル推進指針)」により、推進を行ってきた。 生衛業の各業者は、多種多様な食品廃棄物が少量かつ分散して発生している。</p> <p>○ (指標；食品小売業(食肉関係営業等)、外食産業(旅館業、飲食業等)による食品循環資源の再生利用等による実施率の割合(%)) 実績値⇒(平成27年度)；46% (平成26年度)；45% (平成25年度)；45%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 振興指針の見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合が中心となって、行政の取組への協力、地域の取組の促進、個別の業者への啓発普及を行い、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きをするよう支援していきたい。</p>

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量 ・目標値：平成 27 年度で 10,300t（平成 12 年度比 35.0%） ○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）の適正な運用 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）の適正な運用 ○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援（資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定） ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に関係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の 3R 活動及びエコプロダクツの普及を支援している。 ○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、日本製薬団体連合会は加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を平成 27 年度までに 35%まで削減（平成 12 年度比）すること等を目標としている。 ○ 日本製薬団体連合会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、平成 27 年度実績では 5,800 t であり、19.7%まで削減（平成 12 年度比）しており、更なる削減への取組が期待される。 ○実績値 （平成 27 年度）；5,800t（平成 12 年度比 19.7%） （平成 26 年度）；6,100t（平成 12 年度比 20.7%） （平成 25 年度）；5,000t（平成 12 年度比 17.0%） ※実績値は日本製薬団体連合会傘下の日本製薬工業協会、日本 OTC 医薬品協会、日本ジェネリック製薬協会及び日本漢方製薬剤協会加盟企業の調査結果に基づいている。

3 評価・課題	○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。
4 今後の方向性 (見直しの方向性)	○ 環境に配慮した率先的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。 ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の遵守 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の遵守 ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成19年7月26日環境対策推進本部決定)にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。 ○ 「病院における省エネルギー実施要領」(平成20年3月)を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。 ○ 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(平成16年法律第77号)における特定事業者に定められている厚生労働省所管の独立行政法人は、平成27年度の環境報告書を作成・公表したところである。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。 ○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から11年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、環境に配慮した率直的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。 ○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人、公益法人等)による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 28 年 5 月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏季の省エネルギー対策について」、平成 28 年 10 月同会議決定「冬季の省エネルギー対策について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</p> <p>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知することで、環境に配慮した取組を促している(※)。</p> <p>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</p> <p>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</p> <p>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類の使用量の削減。 ・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する ・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。 ・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。 <p>(※一部の法人に対して行っているものである。)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き、一層の取組推進を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</p>

⑤ 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。 ・ 指標：浄水発生土の有効利用率(%) ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】 ○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。平成26年度末で、浄水汚泥の有効利用率74%であった。</p> <p>○ 実績値 (平成26年度末) ; 74% (平成25年度末) ; 66% (平成24年度末) ; 55%</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 東日本大震災によって発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質が浄水発生土から検出された影響などにより、浄水発生土の有効利用率は低下したが、平成25年度から平成26年度末にかけて8ポイント増加している。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

(4) 水環境保全に関する取組

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：有効率(%) (＝年間有効水量／年間給水量) ・ 目標値：95% ○ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：原水良好度(有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)) ・ 目標値：前年度以上 ○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：水道普及率(%) ・ 目標値：前年度以上 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置 ○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効率、原水良好度及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等により、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行った結果、平成26年度末で、上水道事業の有効率は92.6%、原水良好度は96.9%、水道普及率は97.8%となった。 ○ 実績値 <ul style="list-style-type: none"> ・ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 (平成26年度末)；92.6% (平成25年度末)；92.9% (平成24年度末)；92.8% ・ 流域関係者と連携し、取排水システムの再編等良好な水道水源の確保に努める。 (平成26年度末)；96.9% (平成25年度末)；96.3% (平成24年度末)；97.0% ・ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 (平成26年度末)；97.8% (平成25年度末)；97.7% (平成24年度末)；97.7%
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度比で、水道普及率は0.1ポイント増加、原水良好度0.6ポイント増加であり、いずれも目標値を達成している状況であるが、有効率は0.3ポイント減少し、目標は達成できなかった。

<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、有効率及び水道普及率の向上並びに良好な水道水源の確保に努めるよう指導等を行っていくこととする。○ 引き続き、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等に対する国庫補助を行っていくこととする。
-------------------------------	--

(5) 大気環境保全に関する取組

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、社会福祉施設等における吹付けアスベスト等の使用実態調査や、アスベストの除去を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成8年度以前に竣工した建築物に使用されている吹付けアスベスト、吹付けロックウール、吹付ひる石等で、含有するアスベストの重量が当該製品の重量の0.1%を超える建築物の使用実態把握 ○ アスベストが発見され、ばく露のおそれのある場所を有する社会福祉施設等に対して、直ちにアスベストの除去等法令に基づき適切な措置を講じるよう、都道府県等に対して指導を要請
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設については、平成28年7月に「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査に係るフォローアップ調査」及び「病院におけるアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」（平成26年の石綿障害予防規則改正により、アスベスト含有保温材等が新たに規制対象となったことから、新規で調査を実施）を実施し、同年12月に調査結果の公表を行った。調査の結果、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある場所を有する病院が16病院存在していることが判明した。また、アスベスト含有保温材等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある場所を有する病院が147病院存在していることが判明した。 ○ 社会福祉施設等については、平成27年6月に公表した吹付けアスベスト等の使用実態調査の結果、吹付けアスベスト等の使用が判明した施設（5,474施設）において、吹付けアスベスト等の粉じんの飛散によりばく露のおそれのある施設は0施設となった。また、平成28年9月に「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等及びアスベスト（石綿）含有保温材等使用実態調査」（平成26年の石綿障害予防規則改正により、アスベスト含有保温材等が新たに規制対象となったことから、改めて全ての施設を対象に調査を実施）を実施した。 ○ 調査結果を踏まえ、都道府県等に対して通知を発出し、未措置状態の医療施設及び社会福祉施設等に対し、アスベストの除去等適切な措置を講ずるとともに、アスベストの有無が判明していない施設については早期に調査を終了するよう、指導の徹底を要請した。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設については、ばく露のおそれのある場所を有する病院については、早急に除去等の措置が行われるよう指導の徹底を図ることが必要である。また、アスベストの使用の有無が判明していない病院については、早期に調査を終了し必要な措置を講ずるよう指導の徹底を図ることが必要である。 ○ 社会福祉施設等については、現在実施している調査の結果を踏まえ、ばく露のおそれのある施設については、早急に除

	<p>去等の措置が行われるよう指導の徹底を図ることが必要である。また、アスベストの使用の有無が判明していない施設については、早期に調査を終了し必要な措置を講ずるよう指導の徹底を図ることが必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設については、ばく露のおそれのある場所を有する病院に対し、速やかに、除去等の措置を講じる時期を報告させるとともに、確実に除去等の措置が行われるよう、都道府県に指導の徹底を要請していく。また、フォローアップ調査を継続し、全ての病院においてアスベスト対策が適切に行われるよう確認していく。 ○ 社会福祉施設等については、現在実施している調査の結果を踏まえ、ばく露のおそれのある施設に対し、確実に除去等の措置が行われるよう、都道府県等に指導の徹底を要請していく。また、フォローアップ調査を継続し、全ての施設においてアスベスト対策が適切に行われるよう確認していく。

(6) 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

① 環境リスクの評価・管理の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。 ・ 指標：規制物質数 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害性及びリスクの評価、管理等の実施(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の適正な運用) ○ 既存化学物質の安全性点検の実施
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 優先評価化学物質の指定(196物質)を実施したほか、2物質群を第一種特定化学物質として指定した。平成28年4月1日現在で、第一種特定化学物質は31物質群、第二種特定化学物質は23物質群、監視化学物質は37物質、優先評価化学物質は196物質となった。 ○ 平成28年度は、既存化学物質の安全性点検のため、新たに13物質について毒性試験を実施。 ○ 実績値 (平成28年4月1日) 第一種特定化学物質31、第二種特定化学物質23、 監視化学物質(旧第一種監視化学物)37 優先評価化学物質196 (平成27年4月1日) 第一種特定化学物質30、第二種特定化学物質23、 監視化学物質(旧第一種監視化学物)37 優先評価化学物質177 (平成26年4月1日) 第一種特定化学物質28、第二種特定化学物質23、 監視化学物質(旧第一種監視化学物)38 優先評価化学物質169
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約締約国会議(第7回)で廃絶物質に指定された2物質群について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の第一種特定化学物質に指定し、必要な規制を行った。 ○ 人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染の防止のため、優先的に安全性評価を行う必要があると認められる化学物質について優先評価化学物質に指定する等、化審法の適正な運用が行われた。 ○ 既存化学物質のうち、毒性情報を優先して収集すべきと考えられる物質について安全性点検等を実施した。

4 今後の方向性 (見直しの方向性)	<ul style="list-style-type: none">○ 引き続き、環境リスクの評価、管理等を推進していくこととする。○ ばく露が多いと考えられる既存化学物質等について、引き続き、安全性点検を実施する。
-----------------------	---

② 化学物質リスク研究事業の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。 ・ 指標：厚生労働科学研究における研究課題数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質の評価手法の迅速化・高度化・標準化 ○ 化学物質の子どもへの影響評価 ○ ナノマテリアルのヒト健康影響評価手法の確立 ○ 室内空気汚染や家庭用品の安全対策</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 27 年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として 25 件の研究課題を実施した。</p> <p>○ 実績値 (平成 27 年度) ; 25 件に交付 (5 億円) (平成 26 年度) ; 26 件に交付 (5 億円) (平成 25 年度) ; 26 件に交付 (6 億円)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>以下について評価できる。</p> <p>○ 日本発の多くの新規試験法を国際化するため貢献したこと。</p> <p>○ 化学物質の子どもへの影響に係る知見が集積されたこと。</p> <p>○ ナノ素材の生態影響評価手法の開発及び有害性情報が収集され、国際的にも貢献したこと。</p> <p>○ 家庭用品等から放出される化学物質の生体ばく露評価を総合的に行ったこと 等。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、適切な研究課題を設定し、化学物質リスク研究事業を推進していくこととする。</p>

③ 情報収集・提供体制の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。 ・指標：既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況 ・目標値：登録物質 350 件</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>【施策の柱】 ○ 化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等</p> <p>○ 現在、JECDB 登録物質数は 357 件であり、登録物質数をさらに増やすべく鋭意作業を進めている。</p> <p>○ 実績値 （平成 27 年度末）；登録物質 357 件（累計） （平成 26 年度末）；登録物質 340 件（累計） （平成 25 年度末）；登録物質 320 件（累計）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 化学物質の安全性情報については厚生労働省ホームページ等で情報提供してきているところだが、市場に流通している化学物質のうち、十分な情報提供がなされているものはまだ限られている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質に係る情報の収集を行い、JECDB への登録を行うとともに、厚生労働省ホームページ等において情報提供することとしている。</p>

④ 国際的な研究協力の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。 ・指標：OECD への報告件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ OECD (経済協力開発機構) 等の関係国際機関の活動への参画等</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ OECD における CoCAM 事業の終了にともない、従来行ってきた化学物質の安全性試験結果の OECD への報告は平成 26 年度で終了（同事業では通算 176 物質の試験結果を報告した）。その後は、安全性試験結果の英訳翻訳及びホームページでの公開の準備を進めている。</p> <p>○ 実績値 （安全性試験結果への OECD への報告数；終了） （平成 26 年度末）； 71 物質（累計（平成17年度～）） （平成 25 年度末）； 65 物質（累計（平成17年度～））</p> <p>○ OECD の CoCAM 事業の後継として開始された IATA ケーススタディ（評価対象物質の試験データがない場合に、類似物質の情報等から総合的に安全性を推測する方法の開発活動）に参画し、新規手法の開発に寄与した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成 27 年度までに化学物質の安全性試験結果を OECD へ報告するとともに、新しい評価手法の開発活動に参画する等、積極的に国際的な協力を推進した。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。</p>

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

(1) 環境物品等の活用

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境物品等を活用することにより、環境への配慮を促進する。 ・指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合 ・目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 毎年、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(厚生労働省グリーン調達推進本部決定。以下「調達方針」という。)を策定し、環境物品等の調達目標等を定めている。そして、毎会計年度終了後、環境物品等の調達の実績を取りまとめて公表するとともに、環境大臣へ通知している(平成27年度の実績は別添1のとおり。)</p> <p>環境物品等の特定調達物品(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する際の判断基準を満たす物品)については、調達方針に基づき、エコマーク等の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。</p> <p>また、特定調達物品以外の物品等についても調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。</p> <p>○ 実績値 (平成27年度)；75.5% (89.1%) (別添1参照) (平成26年度)；76.6% (91.0%) (平成25年度)；77.7% (92.0%)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成27年度の調達については、特定調達物品等の調達率100%を達成した品目がある一方、機能・性能上の必要性等により調達率が目標値に及ばない品目があった。</p> <p>今後の調達に際しては、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、調達担当者に対してグリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、原則、グリーン購入法の基準を満たすものとするよう指導等を行っていくことにより更に実績値の向上に努める。</p>

(2) 温室効果ガスの排出抑制

<p>1 目標</p>	<p>○ 温室効果ガスの排出を抑制し、環境への配慮を促進する。 ・政府実行計画に基づき、2013年度を基準として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画（平成28年5月13日閣議決定）に基づく取組の推進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成26年度平均実績は、平成13年度比20.3%減となり、13.2%の削減目標を達成することができた。 ※平成27年度実績は現在取りまとめ中。</p> <p>○ 実績値 （平成26年度）；20.3%減 （平成25年度）；12.1%減 （平成24年度）；15.5%減 （平成23年度）；22.0%減 （平成22年度）；6.1%減 （平成21年度）；10.0%増 （平成20年度）；8.1%増</p> <p>○ 平成27年7月に開かれた総務課長会議において各施設のCO2排出実績を報告するとともに、今後の一層の省CO2対策への取組を要請した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 「公用車の燃料使用量」、「エネルギー供給設備等における燃料使用量」、「廃棄物の量」、「可燃ごみの量」、「用紙の使用量」、「事務所の単位当たりの上水使用量」及び「温室効果ガス総排出量」のすべての項目において、これまでの目標値をそれぞれ下回り、さらに前年度実績を下回った。 特に、昨年度は目標達成に至らなかった「温室効果ガスの総排出量」は、平成13年度比約19.2%減となり、目標を大幅に上回った。 以上から、これまでの地球温暖化対策への取組があったものと認められる。</p> <p>○ 今後も取組を継続することとし、特に空調関係施策（短縮運転、温度設定等）や照明設備の制御等エネルギー消費量の減少に取り組み、温室効果ガス削減に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 「地球温暖化対策計画」及び「政府実行計画」（平成28年5月13日閣議決定）に基づき、厚生労働省実施計画を策定。2013年度を基準として、2020年度までに10%削減を目指すこととする。</p>

(3) 働き方・休み方改革の推進を通じた職場における環境負荷の低減

<p>1 目標</p>	<p>○ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。 (指標; 「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づく年次休暇達成率(本省内部部局)) 目標値 ⇒年間16日以上(以下「年休」という。)を取得し、少なくとも全職員の75%が、毎月1日以上の年休を取得する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 平成27年1月27日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」を踏まえ「厚生労働省働き方・休み方改革」として以下の取組を行う。</p> <p>① 職員は原則として毎日20時までに退庁することとし、課室長もそれ以降の在庁を認めない。国会対応など他律的業務を除き、やむを得ない場合でも22時までに退庁することとし、それ以降になる場合には翌日朝勤務を活用する等の取組を行う。</p> <p>② 全職員が年間16日以上(以下「年休」という。)を取得し、少なくとも全職員の75%が、毎月1日以上の年休を取得させる。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 本省内部部局において「厚生労働省働き方・休み方改革」に基づき、原則20時に退庁すること、月1回の休暇を取得する職員を75%以上とすることを目標とし、平成27年10月から平成28年12月までの休暇取得率は、前年に比べ平均して5%増加した。</p> <p>○ 「指定休暇」及び「節目休暇」の設定 ・年次休暇の取得をより強力に促進するため、平成23年2月より、年次休暇の取得予定日を事前に指定する「指定休暇」と、勤続期間が満5年に達した以降5年ごとに職員が年次休暇等を組み合わせて連続する1週間以上の休暇等を取得する「節目休暇」を設定する取組を行っている。</p> <p>○ このほか、次の取組などを行った。 ・国会待機について、極力必要最小限の人数で対応するよう努めた。</p> <p>○ 実績値 (平成27年); 13.5日(本省) (平成26年); 13.0日(本省) (平成25年); 12.4日(本省)</p>

<p>3 評価・課題</p>	<p>部局長等の意識を改革し、職員の出退勤の組織管理の徹底、業務の効率化等を PDCA サイクルを通じて効果的に実施していく。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 平成 27 年 1 月 27 日に提言された、省内長時間労働削減推進チーム報告書「厚生労働省働き方・休み方改革推進戦略～『休むことも仕事です。今度こそ本気です。』～」を踏まえた「厚生労働省働き方・休み方改革」を推進。</p>

分野	品目	① 目標値	自動計算		自動計算		自動計算		自動計算		自動計算		⑩ 環境への配慮の内容	⑪ 主な理由	⑫ 備考
			② 総調達量	③ 特定調達物品等の調達量	④ 特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 調達量	⑨ 具体的仕様の主な例					
			判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合												
紙類 (7)	コピー用紙	100%	5434742 kg	5434600 kg	100%	100%	736032 kg	総合評価値が85である。	142 kg	古紙バルブ配合なし		機能・性能上の必要性			
	フォーム用紙	100%	3618 kg	3618 kg	100%	100%	1 kg		0 kg						
	インクジェットカラープリンター用塗工紙	100%	557 kg	549 kg	99%	99%	374 kg		8 kg						
	塗工されていない印刷用紙	100%	29873 kg	29390 kg	98%	98%	70 kg		483 kg						
	塗工されている印刷用紙	100%	32310 kg	30102 kg	93%	93%	990 kg		2208 kg						
	トイレットペーパー	100%	147394 kg	146290 kg	99%	99%	17778 kg	古紙バルブ100%	1104 kg						
文具類 (83)	ティッシュペーパー	100%	8986 kg	8155 kg	91%	91%	2107 kg	古紙バルブ100%	831 kg	非再生紙使用		価格を考慮したため			
	シャープペンシル	100%	21749 本	21749 本	100%	100%	2444 本	残芯が僅少	0 本						
	シャープペンシル替芯	100%	14693 個	14693 個	100%	100%	1741 個	再生容器使用	0 個						
	ボールペン	100%	122413 本	122155 本	100%	100%	12912 本	芯の交換可	258 本						
	マーキングペン	100%	143665 本	143554 本	100%	100%	16185 本	インクの詰め替え可	111 本	非再生プラ使用		価格を考慮したため			
	鉛筆	100%	94343 本	94331 本	100%	100%	8631 本	端材等の再生資源で作られている	12 本			機能・性能上の必要性			
	スタンプ台	100%	5920 個	5920 個	100%	100%	430 個	インク補充可能 再生プラスチック70%以上	0 個						
	朱肉	100%	3464 個	3439 個	99%	99%	250 個	液補充可能 再生プラスチック70%以上	25 個						
	印章セット	100%	44 個	44 個	100%	100%	0 個		0 個						
	印箱	100%	68 個	67 個	99%	99%	2 個		1 個						
	公印	100%	117 個	117 個	100%	100%	0 個		0 個						
	ゴム印	100%	57847 個	57846 個	100%	100%	3911 個	簡易包装、再利用可能	1 個						
	回転ゴム印	100%	4100 個	4097 個	100%	100%	162 個	簡易包装、再利用可能	3 個						
	定規	100%	3852 個	3849 個	100%	100%	100 個	再生PET100%使用	3 個						
	トレー	100%	6477 個	6452 個	100%	100%	490 個	再生樹脂使用	25 個						
	消しゴム	100%	38277 個	38277 個	100%	100%	2594 個	ケースに古紙バルブ100%使用	0 個						
	ステープラー(汎用型)	100%	3955 個	3955 個	100%	100%	241 個	再生プラスチック使用	0 個						
	ステープラー(汎用型以外)	100%	235 個	235 個	100%	100%	10 個		0 個						
	ステープラー針リムーバー	100%	5623 個	5622 個	100%	100%	167 個	再生プラスチック使用	1 個						
	連射式クリップ(本体)	100%	974 個	974 個	100%	100%	17 個	再生材使用	0 個						
	事務用修正具(テープ)	100%	12076 個	12052 個	100%	100%	1844 個	詰替可能 再生材使用	24 個						
	事務用修正具(液状)	100%	919 個	919 個	100%	100%	34 個		0 個						
	クラフトテープ	100%	8404 個	8006 個	95%	95%	536 個	巻心に再生紙使用	398 個						
	粘着テープ(布粘着)	100%	15428 個	15424 個	100%	100%	1518 個	ペットボトルの再生繊維使用	4 個						
	両面粘着紙テープ	100%	6098 個	6087 個	100%	100%	433 個		11 個						
	製本テープ	100%	18495 個	18469 個	100%	100%	490 個	古紙バルブ配合率70%の再生紙使用	26 個	非再生紙使用		価格を考慮したため			
	ブックスタンド	100%	2796 個	2592 個	93%	93%	171 個		204 個						
	ペンスタンド	100%	230 個	230 個	100%	100%	0 個		0 個						
	クリップケース	100%	336 個	327 個	97%	97%	5 個		9 個						
	はさみ	100%	2462 個	2462 個	100%	100%	227 個		0 個						
	マグネット(玉)	100%	7348 個	7226 個	98%	98%	621 個		122 個						
	マグネット(バー)	100%	7041 個	6981 個	99%	99%	154 個		60 個						
テープカッター	100%	327 個	325 個	99%	99%	14 個	再生プラスチック40%以上(刃以外)	2 個	非再生プラ使用		価格を考慮したため				
パンチ(手動)	100%	946 個	945 個	100%	100%	40 個		1 個							
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	100%	73 個	73 個	100%	100%	0 個		0 個							
紙めくりクリーム	100%	1385 個	1385 個	100%	100%	13 個	容器は再生プラスチック使用	0 個							
鉛筆削(手動)	100%	19 個	19 個	100%	100%	1 個		0 個							
OAクリーナー(ウエットタイプ)	100%	8705 個	8056 個	93%	93%	371 個	不織布は再生繊維100%使用、容器は再生ポリエチレン100%使用	649 個							
OAクリーナー(液タイプ)	100%	507 個	410 個	81%	81%	0 個		97 個							
ダストブロー	100%	503 個	461 個	92%	92%	10 個	代替フロン不使用	42 個							
レターケース	100%	1299 個	1291 個	99%	99%	11 個	再生プラスチック40%以上	8 個							
メディアケース	100%	2636 個	2636 個	100%	100%	0 個		0 個							
マウスパッド	100%	1368 個	1368 個	100%	100%	103 個	再生プラスチック100%使用	0 個							
OAフィルター(枠あり)	100%	5 個	5 個	100%	100%	0 個		0 個							
丸刃式紙裁断機	100%	8 台	8 台	100%	100%	0 台		0 台							
カッターナイフ	100%	2057 個	2055 個	100%	100%	163 個	再生資材使用	2 個							
カッティングマット	100%	373 個	373 個	100%	100%	0 個	両面使用可能	0 個							
デスクマット	100%	1591 個	1580 個	99%	99%	39 個	再生利用が容易	11 個							
OHPフィルム	100%	155 個	155 個	100%	100%	2 個	再生材使用	0 個							
絵筆	100%	195 個	195 個	100%	100%	0 個		0 個							
絵の具	100%	22 個	22 個	100%	100%	0 個		0 個							
墨汁	100%	4 個	0 個	0%	0%	0 個		4 個							

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の 調達量	④ 特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑫ 備考	
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 調達量	⑨ 具体的仕様の主な例			⑪ 主な理由
										⑩ 環境への配慮の内容			
	のり(液状)(補充用を含む。)	100%	4967個	4951個	100%	100%	546個	内容物補充可能	16個				
	のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	100%	1228個	1228個	100%	100%	1168個		0個				
	のり(固形)	100%	29565個	29565個	100%	100%	2798個	容器は再生プラスチック使用	0個	詰め替え不可		価格を考慮したため	
	のり(テープ)	100%	17625個	17518個	99%	99%	1375個	詰替可	107個				
	ファイル	100%	1357765冊	1357631冊	100%	100%	164361冊	表紙とじ具の分別廃棄可能	134冊				
	バインダー	100%	16784冊	16784冊	100%	100%	154冊	表紙とじ具の分別廃棄可能	0冊				
	ファイリング用品	100%	321583個	319715個	99%	99%	2633個	再生材使用	1868個				
	アルバム	100%	10個	10個	100%	100%	0個		0個				
	つづりひも	100%	143011個	138733個	97%	97%	15748個	ペットボトルの再生繊維使用	4278個				
	カードケース	100%	9518個	9518個	100%	100%	744個		0個				
	事務用封筒(紙製)	100%	17500892枚	17499131枚	100%	100%	1870187枚	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	1761枚				
	窓付き封筒(紙製)	100%	710951枚	710951枚	100%	100%	4330枚	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	0枚				
	けい紙・起案用紙	100%	41143個	4473個	11%	11%	4398個		36670個				
	ノート	100%	19086冊	17342冊	91%	91%	5094冊	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	1744冊				
	パンチラベル	100%	56004個	55833個	100%	100%	47257個	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	171個	ビニールパッチ		価格を考慮したため	
	タックラベル	100%	275450個	275110個	100%	100%	936個	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	340個	レーザープリンタラベル		価格を考慮したため	
	インデックス	100%	131489個	128772個	98%	98%	68811個	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用	2717個				
	付箋紙	100%	342603個	342512個	100%	100%	11671個	古紙パルプ配合率100%の再生紙使用。水分散性粘着剤使用	91個	非再生ブラ使用		価格を考慮したため	
	付箋フィルム	100%	6605個	6596個	100%	100%	1130個	ケースは再生PET使用、ベースフィルムは再生PET50%以上使用	9個				
	黒板拭き	100%	31個	31個	100%	100%	0個		0個				
	ホワイトボード用レーザー	100%	423個	423個	100%	100%	7個	背面カバーに再生プラスチック100%使用	0個				
	額縁	100%	371個	324個	87%	87%	14個		47個			機能・性能上の必要性	
	ごみ箱	100%	589個	589個	100%	100%	12個		0個				
	リサイクルボックス	100%	193個	193個	100%	100%	0個		0個				
	缶・ボトルつぶし機(手動)	100%	0個	0個	%	%	0個		0個				
	名札(机上用)	100%	323個	323個	100%	100%	32個	再生プラスチック使用	0個				
	名札(衣服取付型・首下げ型)	100%	21971個	21252個	97%	97%	703個	再生プラスチック使用	719個				
	鍵かけ(フックを含む。)	100%	89個	89個	100%	100%	0個		0個				
	チョーク	100%	606本	606本	100%	100%	0本		0本				
	グラウンド用白線	100%	190kg	190kg	100%	100%	0kg		0kg				
	梱包用バンド	100%	1285個	1285個	100%	100%	475個		0個				
オフィス家具等(10)	いす	100%	6337脚	6316脚	100%	100%	528脚	再生プラスチック100%である。	21脚	保守部品供給不可		価格を考慮したため	
	机	100%	1179台	1176台	100%	100%	80台	再生プラスチックがプラスチック重量の10%以上使用されている	3台				
	棚	100%	1626連	1626連	100%	100%	61連	単一素材分解可能率85%以上	0連				
	収納用什器(棚以外)	100%	2150台	2150台	100%	100%	626台	単一素材分解可能率85%以上	0台	保守部品供給不可		価格を考慮したため	
	ローバーティション	100%	1153台	1153台	100%	100%	7台	クロスに再生材50%以上使用	0台				
	コートハンガー	100%	5台	5台	100%	100%	0台		0台				
	傘立て	100%	42台	42台	100%	100%	0台		0台				
	掲示板	100%	141個	132個	94%	94%	1個		9個				
	黒板	100%	0個	0個	%	%	0個		0個				
	ホワイトボード	100%	168個	167個	99%	99%	6個	芯は合板の端材100%である。	1個	保守部品供給不可		価格を考慮したため	
画像機器等(10)	コピー機等	コピー機等合計	購入	435台	428台	99%	99%	55台	標準消費電力量の基準以下である。	0台			
リース・レンタル(新規)			170台	170台	0台								
リース・レンタル(継続)			251台	251台	0台								
コピー機		購入	49台	49台			7台	標準消費電力量の基準以下である。	0台				
		リース・レンタル(新規)	14台	14台					0台				
		リース・レンタル(継続)	92台	92台					0台				
複合機		購入	374台	374台			41台	標準消費電力量の基準以下である。	0台				
		リース・レンタル(新規)	156台	156台					0台				
		リース・レンタル(継続)	159台	159台					0台				
拡張性デジタルコピー機		購入	12台	12台			7台		0台				
		リース・レンタル(新規)	0台	0台					0台				
		リース・レンタル(継続)	0台	0台					0台				
プリンタ等	プリンタ等合計	購入	934台	934台	100%	100%	54台		0台				
		リース・レンタル(新規)	64台	64台					0台				
		リース・レンタル(継続)	24台	24台					0台				
	プリンタ	購入	873台	873台			46台		0台				
		リース・レンタル(新規)	59台	59台					0台				
		リース・レンタル(継続)	12台	12台					0台				
	プリンタ複合機	購入	61台	61台			8台	標準消費電力量の基準以下である。	0台				
		リース・レンタル(新規)	5台	5台					0台				
		リース・レンタル(継続)	12台	12台					0台				

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の調達量	④ 特定調達物品等の調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑫ 備考
							⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 調達量	⑨ 具体的仕様の主な例	⑩ 主な理由	
電子計算機等 (4)	ファクシミリ	購入	80 台	80 台	100 %	100 %	8 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	18 台	18 台					0 台			
	スキャナ	購入	29 台	29 台	100 %	100 %	4 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
	プロジェクタ	購入	47 台	45 台	96 %	96 %	5 台		2 台			
		リース・レンタル(新規)	3 台	3 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	4 台	4 台					0 台			
	トナーカートリッジ		190704 個	185504 個	97 %	97 %	3545 個	標準消費電力量の基準以下である。	5200 個			
インクカートリッジ		26525 個	26042 個	98 %	98 %	4267 個		483 個				
電子計算機	電子計算機合計	購入	1638 台	1614 台	99 %	99 %	186 台		24 台			
		リース・レンタル(新規)	231 台	231 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	193 台	193 台					0 台			
	サーバ型	購入	26 台	26 台			6 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台			
		リース・レンタル(継続)	5 台	5 台					0 台			
	クライアント型 (デスクトップ/パソコン)	購入	369 台	369 台			56 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	25 台	25 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	2 台	2 台					0 台			
	クライアント型 (ノートパソコン)	購入	991 台	967 台			124 台		24 台			
		リース・レンタル(新規)	34 台	34 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	186 台	186 台					0 台			
	クライアント型 (その他の電子計算機)	購入	252 台	252 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	172 台	172 台			0 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
磁気ディスク装置	購入	149 台	148 台	99 %	99 %	37 台		1 台				
	リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台	標準消費電力量の基準以下である。	0 台				
	リース・レンタル(継続)	1 台	1 台					0 台				
ディスプレイ	購入	230 台	230 台	100 %	100 %	7 台		0 台				
	リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台				
	リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台				
記録用メディア		23305 個	23305 個	100 %	100 %	676 個		0 個				
オフィス機器等 (5)	シュレッダー	購入	243 台	243 台	100 %	100 %	10 台		0 台	個包装・ブラケース付	価格を考慮したため	
		リース・レンタル(新規)	5 台	5 台			0 台	持続時間基準以上	0 台	低寿命	価格を考慮したため	
		リース・レンタル(継続)	1 台	1 台					0 台			
	デジタル印刷機	購入	46 台	46 台	100 %	100 %	0 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台	使用後はリサイクル可	0 台	回収再生不可	価格を考慮したため	
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台				使用後はリサイクル可	0 台	回収再生不可	価格を考慮したため	
	掛時計		142 個	128 個	90 %	90 %	12 個		14 個		価格を考慮したため	
	電子式卓上計算機		1750 個	1749 個	100 %	100 %	130 個		1 個			
	一次電池又は小形充電式電池		35372 個	35364 個	100 %	100 %	5507 個		8 個			
	一次電池のうち災害備蓄用品として調達したもの		41 個	41 個	100 %	100 %	0 個		0 個			
携帯電話等 (3)	携帯電話	購入	22 台	22 台	100 %	100 %	5 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	229 台	229 台			13 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	33 台	33 台					0 台			
	PHS	購入	224 台	224 台	100 %	100 %	0 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	48 台	48 台					0 台			
	スマートフォン	購入	10 台	10 台	100 %	100 %	0 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
家電製品 (6)	電気冷蔵庫・冷凍庫・冷凍冷蔵庫	購入	105 台	105 台	100 %	100 %	16 台	消費電力量基準以下	0 台	検査用、HFC使用	価格を考慮したため	
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
	テレビジョン受信機	購入	89 台	89 台	100 %	100 %	4 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
	電気便座	購入	16 台	16 台	100 %	100 %	3 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			
	電子レンジ	購入	24 台	24 台	100 %	100 %	2 台		0 台			
		リース・レンタル(新規)	0 台	0 台			0 台		0 台			
		リース・レンタル(継続)	0 台	0 台					0 台			

分野	品目	① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の 調達量	④ 特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑫ 備考		
							⑥ 調達量	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 調達量	⑨ 具体的仕様の主な例	⑩ 環境への配慮の内容		⑪ 主な理由	
														③の内数
一般 公 用 車 以 外	一般公用車以外合計	購入	100 %	10 台	10 台	100 %	100 %			0 台				
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台				
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台				
	電気自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	天然ガス自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	ハイブリッド自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	プラグインハイブリッド自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	燃料電池自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	水素自動車	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	クリーンディーゼル自動車(乗車定員10人以下の乗用車)	購入		0 台	0 台									
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台									
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台									
	乗用車(上記を除くガソリン、LPガス自動車)	購入	100 %	3 台	3 台	100 %	100 %			0 台				
		リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台				
		リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台				
小型バス(車両総重量3.5t以下)	購入	100 %	1 台	1 台	100 %	100 %			0 台					
	リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台					
貨物車(車両総重量3.5t以下の軽貨物車、軽量貨物車、中量貨物車)	購入	100 %	5 台	5 台	100 %	100 %			0 台					
	リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台					
重量車(車両総重量3.5t超):路線バス、一般バス	購入	100 %	0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台					
重量車(車両総重量3.5t超):トラック等、トラクタ	購入	100 %	0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(新規)		0 台	0 台					0 台					
	リース・レンタル(継続)		0 台	0 台					0 台					
	ETC対応車載器	100 個	26 個	26 個	100 %	26 %								
	カーナビゲーションシステム	100 個	125 個	125 個	100 %	125 %								
	乗用車用タイヤ	100 %	843 本	824 本	98 %	98 %	4 本		19 本					
	2サイクルエンジン油	100 %	89 ㍓	89 ㍓	100 %	100 %	0 ㍓		0 ㍓					
消火器 (1)	消火器	100 %	365 本	365 本	100 %	100 %	8 本	製品の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがある	0 本					
制服・作業服 (3)	制服	100 %	2400 着	2400 着	100 %	100 %	0 着		0 着					
	作業服	100 %	2935 着	2935 着	100 %	100 %	182 着	再生PET繊維使用	0 着					
	帽子	100 %	211 点	211 点	100 %	100 %	0 点		0 点					
インテリア・寝装寝具 (11)	カーテン	100 %	148 枚	146 枚	99 %	99 %	0 枚		2 枚					
	布製ブラインド	100 %	36 枚	32 枚	89 %	89 %	2 枚		4 枚					
	金属製ブラインド	100 %	46 点	46 点	100 %	100 %	0 点		0 点					
	タフテッドカーペット	100 %	0 m ²	0 m ²			0 m ²		0 m ²					
	タイルカーペット	100 %	765 m ²	765 m ²	100 %	100 %	0 m ²		0 m ²					
	織じゅうたん	100 %	0 m ²	0 m ²			0 m ²		0 m ²					
	ニードルパンチカーペット	100 %	0 m ²	0 m ²			0 m ²		0 m ²					
	毛布(災害備蓄用を含む)	購入	100 %	1020 枚	1013 枚	99 %	99 %	5 枚		7 枚			機能・性能上の必要性	
		リース・レンタル(新規)		0 枚	0 枚			0 枚		0 枚				
		リース・レンタル(継続)		29 枚	29 枚					0 枚				
ふとん	購入	100 %	59 枚	31 枚	68 %	68 %	0 枚		28 枚			機能・性能上の必要性		
	リース・レンタル(新規)		28 枚	28 枚			0 枚		0 枚					
	リース・レンタル(継続)		33 枚	33 枚					0 枚					

分野	品目		① 目標値	② 総調達量	③ 特定調達物品等の 調達量	④ 特定調達物品等の 調達率 =③/②	⑤ 目標達成率 =④/① (一部=③/①)	判断の基準より高い水準を満足する物品等を調達した場合		判断の基準を満足しない物品等を調達した場合			⑫ 備考	
								⑥ 調達量 ③の内数	⑦ 具体的仕様 環境への配慮の内容	⑧ 調達量	⑨ 具体的仕様の主な例			⑪ 主な理由
											⑩ 環境への配慮の内容			
	ベッドフレーム	購入	100%	30台	30台	100%	100%	0台		0台				
		リース・レンタル(新規)		0台	0台			0台		0台				
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台		0台				
	マットレス	購入	100%	56個	56個	100%	100%	0個		0個				
		リース・レンタル(新規)		95個	95個			0個		0個				
		リース・レンタル(継続)		15個	15個			0個		0個				
作業手袋 (1)	作業手袋(災害備蓄用を含む)		100%	9305組	9305組	100%	100%	5590組	再生材使用	0組	綿製	価格を考慮したため		
その他繊維製品 (7)	集会用テント (災害備蓄用を含む)	購入	100%	1台	1台	100%	100%	0台		0台				
		リース・レンタル(新規)		12台	12台			0台		0台				
		リース・レンタル(継続)		0台	0台			0台		0台				
	ブルーシート (災害備蓄用を含む)	購入	100%	62枚	62枚	100%	100%	0枚		0枚				
		リース・レンタル(新規)		0枚	0枚			0枚		0枚				
		リース・レンタル(継続)		0枚	0枚			0枚		0枚				
	防球ネット		100%	0枚	0枚			0枚		0枚				
	旗		100%	179枚	176枚	98%	98%	0枚		3枚				
	のぼり		100%	183枚	183枚	100%	100%	0枚		0枚				
	幕		100%	86枚	86枚	100%	100%	2枚		0枚				
モップ	購入	100%	402点	401点			230点		1点					
	リース・レンタル(新規)		2点	2点	100%	100%	0点		0点					
	リース・レンタル(継続)		97点	97点			0点		0点					
設備 (6)	太陽光発電システム		0kw	0kw	0kw	%	%	0kw		0kw				
	太陽熱利用システム		0㎡	0㎡	0㎡	%	%	0㎡		0㎡				
	燃料電池		0kw	0kw	0kw	%	%							
	生ゴミ処理機	食堂事業者が設置	0台	0台	0台									
		購入		0台	0台									
		リース・レンタル(新規)		0台	0台									
		自ラ設置	0台	0台										
	節水機器		100%	0個	0個	%	%	0個		0個				
	日射調整フィルム		100%	150㎡	150㎡	100%	100%	31㎡		0㎡				
	災害備蓄用品 (15) (既存品目以外の10品目)	ペットボトル飲料水		100%	34980本	34980本	100%	100%	0本		0本			
アルファ化米		100%	5658個	5658個	100%	100%	300個		0個					
保存パン		100%	8491個	8491個	100%	100%	0個		0個					
乾パン		100%	16780個	16780個	100%	100%	0個	賞味期限が5年以上である	0個					
缶詰		100%	8696個	8696個	100%	100%	852個		0個					
レトルト食品等		100%	6049個	6049個	100%	100%	372個		0個					
栄養調整食品		100%	10594個	10594個	100%	100%	0個		0個					
フリーズドライ食品		100%	5192個	5192個	100%	100%	0個		0個					
非常用携帯燃料		100%	1000個	1000個	100%	100%	0個		0個					
携帯発電機		100%	0台	0台	%	%	0台		0台					
公共工事 (67)	別途			0										
役務 (18)	省エネルギー診断		0件	3件	3件	100%	%							
	印刷		100%	2195件	2042件	93%	93%	93件		153件				
	食堂	生ゴミ処理機設置	0件	0件	0件									
		処理委託		0件	0件									
	自動車専用タイヤ更生	更生タイヤ(リトレッド)	0件	4件	4件	100%	%							
		リグループ		0件	0件									
	自動車整備			100%	691件	691件	100%	100%			0件			
		部品交換を伴う整備(リユース・リビルド部品)				285件								
		判断基準を要件として求めて発注したもの				47件								
		エンジン洗浄				19件								
	庁舎管理		100%	1094件	1094件	100%	100%	63件	使用物品について判断基準を満たしている。	0件				
	植栽管理		100%	147件	147件	100%	100%	11件		0件				
	清掃		100%	1063件	1063件	100%	100%	260件	適切な分別	0件				
	機密文書処理		100%	75件	75件	100%	100%	7件	完了証明書の提示	0件				
	害虫防除		100%	126件	126件	100%	100%	3件		0件				
	輸配送		100%	418件	418件	100%	100%	6件		0件				
	旅客輸送		100%	10件	10件	100%	100%	0件		0件				
	蛍光灯機能提供業務		0件	1件	1件	100%	%	0件		0件				
	庁舎等において営業を行う小売業務		7件	8件	8件	100%	114%	0件		0件				
	クリーニング		100%	205件	205件	100%	100%	11件		0件				
	飲料自動販売機設置	缶・ボトル飲料自動販売機	100%	25台	25台			3台		0台				
		紙容器飲料自動販売機		0台	0台	100%	100%	0台		0台				
		カップ式飲料自動販売機		0台	0台			0台		0台				
	引越輸送		100%	43件	43件	100%	100%	3件		0件				
	会議運営		100%	71件	71件	100%	100%	0件		0件				